

令和8年度

## 第6回教育委員会（定例）

令和8年 8月27日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 8 年 8 月 2 7 日 午後 2 時 0 0 分～  
場 所 市役所第 2 庁舎 3 階 2－3 0 1・3 0 2 会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第 1 第 5 回会議録の報告・承認

日程第 2 会議録署名委員指名

番委員 ( 委員)

日程第 3 会期の決定 自 令和 8 年 8 月 2 7 日 至 令和 8 年 月 日 日間

日程第 4 議案

第 8 号 令和 8 年度 9 月 補正予算案を市長に提案することについて

(教育総務課)・・・1 頁

第 9 号 「令和 7 年度実績 教育委員会の点検・評価」について

(教育総務課)・・・2 頁

第 1 0 号 丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)・・・3 頁

第 1 1 号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(子育て企画課)・・・4 頁

第 1 2 号 丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(子育て企画課)・・・5 頁

第 1 3 号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(保育教育課)・・・6 頁

第 1 4 号 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(保育教育課)・・・13 頁

第 1 5 号 丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(保育教育課)・・・17 頁

第 1 6 号 丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(保育教育課)・・・19 頁

日程第 5 報告事項

1 寄附採納について

(教育総務課)・・・20 頁

2 後援名義の承認について

(教育総務課)・・・21 頁

3 小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

(学校教育課)・・・22 頁

- 4 いじめ問題に係るアンケート集計結果（１学期）について  
(学校教育課)・・・25 頁
- 5 令和８年度全国学力・学習状況調査（４月２３日）の結果について  
(教育研究所)・・・26 頁
- 6 令和８年度１学期学校給食異物混入状況について（学校給食センター）・・・31 頁
- 7 全国アマチュア映像コンテスト「第３８回丹波篠山映像大賞」作品募集について  
(中央図書館)・・・33 頁
- 8 教育長報告  
・・・36 頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和８年９月３０日（水）14:00～ 場所：市役所第２庁舎３階 2-301・302 会議室

## 議案第 8 号

令和 8 年度 9 月補正予算案を市長に提案することについて

令和 8 年度 9 月補正予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 9 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 1》

議案第9号

「令和7年度実績 教育委員会の点検・評価」について

「令和7年度実績 教育委員会の点検・評価」について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第18号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊1》

## 議案第10号

丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

丹波篠山市教育委員会公告式規則（平成11年篠山市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し、教育長が署名」を「、教育委員会名及び教育長名を記入」に改め、同条第3項中「丹波篠山市役所前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して」を「丹波篠山市公告式条例（平成11年篠山市条例第3号）第2条第2項及び第3項の例により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

## 議案第 11 号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例  
を市長に提案することについて

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 9 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例(平成 21 年篠山市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

| 区分                      | 利用月             | 児童 1 人当たりの利用料（月額） |           |
|-------------------------|-----------------|-------------------|-----------|
| 年度を通して<br>利用する場合        | 各月（8 月を<br>除く。） | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 7, 000 円  |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 9, 200 円  |
|                         | 8 月             | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 10, 000 円 |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 12, 300 円 |
| 長期休業期間<br>中のみ利用す<br>る場合 | 4 月             | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 2, 800 円  |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 3, 300 円  |
|                         | 7 月             | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 4, 400 円  |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 5, 000 円  |
|                         | 8 月             | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 10, 000 円 |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 12, 300 円 |
|                         | 12 月            | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 1, 600 円  |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 2, 200 円  |
|                         | 1 月             | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 1, 100 円  |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 1, 100 円  |
|                         | 3 月             | 月曜日から金曜日まで利用する場合  | 2, 800 円  |
|                         |                 | 月曜日から土曜日まで利用する場合  | 3, 300 円  |

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第12号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波篠山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

## 議案第13号

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」  
に、「小規模保育事業を」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除  
く。）を」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に  
規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをい  
う。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以  
上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをい  
う。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給  
付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同項第2号  
又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
の数」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満  
3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前  
子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号イ（ア）a中「法第19条第1項第1号に掲げる小学  
校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（ア）b中「法第19  
条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」  
に改め、同号イ（イ）中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど  
もに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に  
改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校  
教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに  
該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2

項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条」に、「同条例第31条第1項」を「同令第27条」に、「同条例第33条」を「同令第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと

満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業  
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業者 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳  
未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に  
掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、  
満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲  
げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、  
利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び  
特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数  
が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に  
係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定によ  
る認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け  
る必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用でき  
るよう、選考するものとする。

第40条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「であって」を「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次

の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域

型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又

はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」」に、「法19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第6条第3項及の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第14号

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育  
委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下この条において「こども性暴力防止法」という。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「又は准看護師（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障

害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育

士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。  
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第15号

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を市長に提案すること  
について

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

|                      |              |      |
|----------------------|--------------|------|
| 丹波篠山市立かやのみ認定<br>こども園 | 丹波篠山市日置127番地 | 115人 |
|----------------------|--------------|------|

(丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条の表丹波篠山市立かやのみ幼稚園の項を削る。

(丹波篠山市保育所条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表城東保育園の項を削る。

(丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年篠山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表しろたきクラブの項を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 丹波篠山市立かやのみ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 議案第16号

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正）

第1条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成11年篠山市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「丹波篠山市立篠山幼稚園」を「丹波篠山市立ささやま幼稚園」に改め、同表丹波篠山市立たまみず幼稚園の項及び丹波篠山市立岡野幼稚園の項を削る。

（丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年篠山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表こどものおしろの項中「篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園」を「ささやま幼稚園」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

## 報告 1

### 寄附採納について

次のとおり寄附の申出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

| No. | 寄附者                   | 品目               | 数量 | 価格         | 備考                |
|-----|-----------------------|------------------|----|------------|-------------------|
| 1   | 富田 ゆかり                | 古文書、絵図、写真アルバム    | 一式 | —          | 市史編さん事業で<br>保存・活用 |
| 2   | 社会福祉法人<br>全国心身障害児福祉財団 | 宝くじドリームジャンボ絵本セット | 一式 | 19,140 円相当 | こんだ認定こども<br>園で活用  |

## 報告 2

### 後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

| No. | 名称                      | 実施日                   | 団体                                     | 場所           |
|-----|-------------------------|-----------------------|----------------------------------------|--------------|
| 1   | 第37回丹波篠山市少年少女剣道大会       | 令和8年8月30日             | 丹波篠山市剣道連盟<br>会長 堀毛 孝                   | 大山小学校体育館     |
| 2   | 丹波篠山・まちなみアートフェスティバル2026 | 令和8年9月19日～27日（24日除く。） | 丹波篠山・まちなみアートフェスティバル実行委員会<br>実行委員長 中西 薫 | 河原町妻入商家群周辺   |
| 3   | 第4回丹波国際映画祭              | 令和8年9月5日～10月12日       | 丹波国際映画祭実行委員会 代表 近兼 拓史                  | さぎそうホール他     |
| 4   | 丹波篠山 つながろうフェスタ 2026     | 令和8年9月27日             | 社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会<br>会長 前田 公幸         | 四季の森生涯学習センター |
| 5   | 白いコスモスライブコンサート          | 令和8年10月4日             | サカイエンタープライズ<br>酒井 義夫                   | 今田町今田地内      |

### 報告 3

#### 小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年8月27日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

# 令和7年・令和8年度 小学校児童の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年7月末現在

上段は昨年度、下段は今年度の数

|                       |        |     | 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |    |
|-----------------------|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|
| 暴力行為                  | 対教師暴力  | 学校内 | R7 |    | 1  |    | 1  |    | 1  |     |     | 1   | 1  | 1  |    | 6   |    |
|                       |        |     | R8 | 2  | 3  | 1  | 2  |    |    |     |     |     |    |    | 8  |     |    |
|                       |        | 学校外 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 生徒間暴力  | 学校内 | R7 | 2  | 4  | 11 | 3  |    | 4  | 2   | 5   | 3   | 6  | 2  | 1  | 43  |    |
|                       |        |     | R8 | 5  | 3  | 10 | 4  |    |    |     |     |     |    |    |    | 22  |    |
|                       |        | 学校外 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 対人暴力   | 学校内 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | 学校外 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 器物損壊   |     |    | R7 | 1  |    |    |    |    |     |     | 1   | 1  | 2  | 1  | 1   | 7  |
|                       |        |     |    | R8 | 2  |    | 1  |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| 恐 喝                   |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| 窃盗・万引き等               |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    | 2  |    | 2   |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| その他(強盗・放火等)           |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 | 2  | 1  | 1  | 1  |    |    |     |     |     |    |    |    |     | 5  |
| 怠情浪費                  | 深夜はいかい | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 家 出    | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 無断外泊   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 金品持ち出し | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| 不健全性的行為               |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| 飲酒喫煙等                 | 飲 酒    | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 喫 煙    | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       | 薬物乱用   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| 粗暴                    | けんか    | R7  |    |    |    |    |    | 1  |    |     |     |     | 1  | 2  |    | 4   |    |
|                       |        | R8  |    |    | 1  |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 1   |    |
| その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等) |        |     | R7 | 1  |    | 1  |    |    |    | 2   | 1   | 3   | 2  | 1  | 1  | 12  |    |
|                       |        |     | R8 | 1  | 2  |    | 3  |    |    |     |     |     |    |    |    |     | 6  |
| 無免許運転                 |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |    |
| いじめ                   |        |     | R7 |    | 6  | 11 | 4  |    | 4  | 9   | 2   | 1   | 3  | 3  | 1  | 44  |    |
|                       |        |     | R8 | 2  | 4  | 11 | 2  |    |    |     |     |     |    |    |    |     | 19 |
| 合 計                   |        |     | R7 | 4  | 11 | 23 | 8  |    | 10 | 13  | 9   | 9   | 15 | 12 | 4  | 118 |    |
|                       |        |     | R8 | 14 | 13 | 25 | 12 |    |    |     |     |     |    |    |    |     | 64 |

|     |       |    |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|----|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不登校 | R7児童数 | R7 |  | 3     | 9     | 10    | 10    | 11    | 13    | 22    | 22    | 25    | 27    | 31    |
|     | 1816  |    |  | 0.17% | 0.50% | 0.55% | 0.55% | 0.61% | 0.72% | 1.21% | 1.21% | 1.38% | 1.49% | 1.71% |
|     | R8児童数 | R8 |  | 2     | 12    | 16    |       |       |       |       |       |       |       |       |
|     | 1749  |    |  | 0.11% | 0.69% | 0.91% |       |       |       |       |       |       |       |       |

# 令和7年・令和8年度 中学校生徒の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和8年7月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

|                       |        |     | 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|-----------------------|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 暴力行為                  | 対教師暴力  | 学校内 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 1  |    |    | 1   |
|                       |        |     | R8 |    | 1  |    |    |    |    |     |     |     |    | 1  |    |     |
|                       |        | 学校外 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       | 生徒間暴力  | 学校内 | R7 | 2  |    | 4  | 6  | 1  | 1  | 5   | 1   | 1   |    |    | 4  | 25  |
|                       |        |     | R8 | 4  | 3  |    | 1  |    |    |     |     |     |    |    | 8  |     |
|                       |        | 学校外 | R7 |    |    |    |    |    | 1  |     |     | 1   |    |    |    | 2   |
|                       |        |     | R8 | 1  | 1  |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 2   |
|                       | 対人暴力   | 学校内 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | 学校外 | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       | 器物損壊   |     |    | R7 |    | 1  |    | 1  |    | 1   |     |     | 2  | 1  |    | 6   |
|                       |        |     |    | R8 | 1  | 1  | 1  | 1  |    |     |     |     |    |    |    | 4   |
| 恐　　喝                  |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 窃盗・万引き等               |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     | 1   |    |    | 1  |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| その他(強盗・放火等)           |        |     | R7 |    |    |    |    |    | 1  | 1   |     |     |    |    | 2  |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 怠情浪費                  | 深夜はいかい | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       | 家　　出   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       | 無断外泊   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       | 金品持ち出し | R7  |    |    |    |    |    | 1  |    |     |     |     |    |    | 1  |     |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 不健全性的行為               |        |     | R7 | 2  |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | 2  |     |
|                       |        |     | R8 |    | 1  | 1  |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 2   |
| 飲酒喫煙等                 | 飲　　酒   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       | 喫　　煙   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | R8  |    |    | 2  |    |    |    |    |     |     |     |    | 2  |    |     |
|                       | 薬物乱用   | R7  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        | R8  |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 粗暴                    | けんか    | R7  |    | 1  |    |    |    |    |    |     | 1   |     |    |    | 2  |     |
|                       |        | R8  |    |    | 1  |    |    |    |    |     |     |     |    |    | 1  |     |
| その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等) |        |     | R7 | 6  | 12 | 5  | 6  | 1  | 6  | 21  | 15  | 7   | 7  | 11 | 3  | 100 |
|                       |        |     | R8 | 9  | 5  | 8  | 4  |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 無免許運転                 |        |     | R7 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
|                       |        |     | R8 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| いじめ                   |        |     | R7 | 1  | 6  | 10 | 3  | 2  | 1  | 2   | 2   | 3   |    | 6  | 5  | 41  |
|                       |        |     | R8 | 1  | 3  | 5  | 1  |    |    |     |     |     |    |    |    |     |
| 合　　計                  |        |     | R7 | 11 | 20 | 19 | 16 | 5  | 11 | 29  | 19  | 12  | 11 | 18 | 12 | 183 |
|                       |        |     | R8 | 16 | 15 | 18 | 7  |    |    |     |     |     |    |    |    |     |

|     |       |    |  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|----|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不登校 | R7生徒数 | R7 |  | 12    | 26    | 29    | 29    | 38    | 45    | 57    | 59    | 70    | 77    | 83    |
|     | 990   |    |  | 1.21% | 2.63% | 2.93% | 2.93% | 3.84% | 4.55% | 5.76% | 5.96% | 7.07% | 7.78% | 8.38% |
|     | R8生徒数 | R8 |  | 7     | 19    | 32    |       |       |       |       |       |       |       |       |
|     | 959   |    |  | 0.73% | 1.98% | 3.34% |       |       |       |       |       |       |       |       |

#### 報告 4

##### いじめ問題に係るアンケート集計結果（1 学期）について

いじめ問題に係るアンケート集計結果（1 学期）について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 8 月 2 7 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 2》

## 報告 5

令和 8 年度全国学力・学習状況調査（4 月 2 3 日）の結果について

令和 8 年度全国学力・学習状況調査（4 月 2 3 日）の結果について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 8 月 2 7 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

## 令和8年度 全国学力・学習状況調査(4月23日)の結果について

### 【国語・算数・数学、児童生徒質問紙調査の概要】

丹波篠山市教育委員会

#### I 調査の概要

##### (1) 調査内容

学習指導要領に示されている目標や内容に照らした学習状況調査

##### (2) 対象及び教科

|    |       |          |
|----|-------|----------|
| 学年 | 小学6年生 | 中学3年生    |
| 教科 | 国語・算数 | 国語・数学・英語 |

##### (3) 出題内容・方法

- ・前学年の学習内容が基本。
- ・中学校英語はCBT方式により実施  
生徒により問題を変えて実施

##### (4) 用語・表記について

|            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 比較<br>について | 「○」→丹波篠山市の正答率が全国値に対して<br>+5ポイント以上【高い】 |
|            | 「―」→丹波篠山市の正答率が全国値に対して<br>差がない【同程度】    |
|            | 「▽」→丹波篠山市の正答率が全国値に対して<br>-5ポイント未満【低い】 |

##### (5) その他

IRT(Item Response Theory:項目反応理論)スコア

児童生徒の正答・誤答が、問題の特性(難易度、測定精度)によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論。この理論を使うと、異なる問題から構成される試験・調査の結果を、同じ尺度で比較できる。IRTに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準にした得点で表すもの。各教科にCBT・IRTを導入する年(中学校理科:R7、中学校英語:R8、国語・算数・数学:R9)の全国平均を基準値とし、経年比較が可能な形で算出。

【文部科学省解説ページ】

[https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt\\_chousa02-000043584.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_chousa02-000043584.pdf)

令和8年度 全国学力・学習状況調査(4月23日)の結果について【国語、算数・数学、児童生徒質問紙調査の概要】

丹波篠山市教育委員会

1 調査の概要

- (1)趣旨 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的とする。
- (2)対象 小学6年生(14校 306人/332人)、中学3年生(5校 303人/328人)(実施した人数/全児童生徒数)
- (3)内容 教科に関する調査(小学校:国語・算数 中学校:国語・数学・英語)及び生活習慣や学習環境等に関する調査(児童生徒質問紙 及び 学校質問紙)

2 教科に関する調査の状況

(1)本年度調査における丹波篠山市と全国との比較

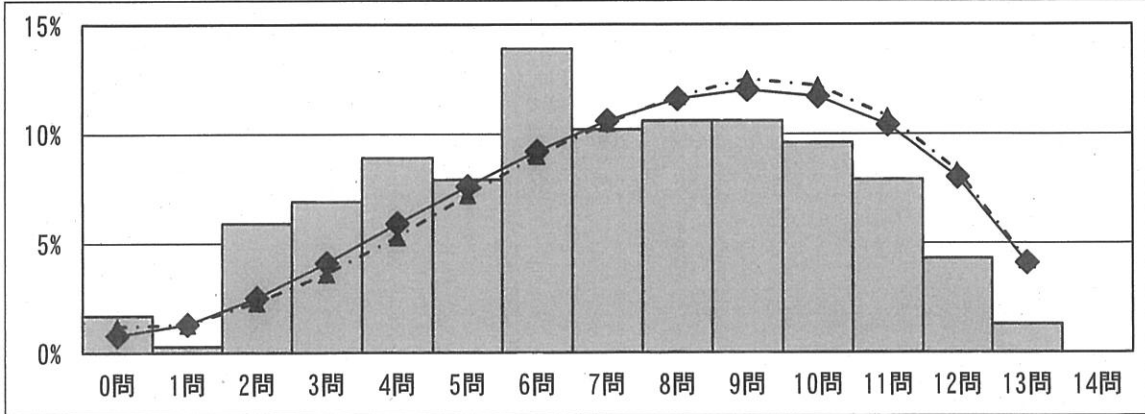
| 国語 |                    | 平均正答率(%) |          |    |          |          |    |
|----|--------------------|----------|----------|----|----------|----------|----|
|    |                    | 小学校      |          |    | 中学校      |          |    |
|    |                    | 本市<br>R8 | 全国<br>R8 | 比較 | 本市<br>R8 | 全国<br>R8 | 比較 |
| 全体 |                    | 53.0     | 60.9     | ▽  | 65.0     | 65.0     | -  |
| 領域 | (1)言葉の特徴や使い方に関する事項 | 56.3     | 66.8     | ▽  | 64.2     | 63.0     | -  |
|    | (2)情報の扱い方に関する事項    | 46.9     | 52.3     | ▽  | 71.0     | 70.4     | -  |
|    | (3)我が国の言語文化に関する事項  |          |          |    |          |          |    |
|    | A 話すこと・聞くこと        | 58.2     | 65.8     | ▽  | 64.9     | 63.9     | -  |
|    | B 書くこと             | 38.4     | 45.7     | ▽  | 67.1     | 67.4     | -  |
|    | C 読むこと             | 61.9     | 65.9     | -  | 61.7     | 59.7     | -  |
|    |                    |          |          |    |          |          |    |
| 観点 | 知識・技能              | 53.1     | 62.0     | ▽  | 65.3     | 64.2     | -  |
|    | 思考・判断・表現           | 53.6     | 60.1     | ▽  | 64.6     | 63.7     | -  |

(2)本年度の調査結果の特徴

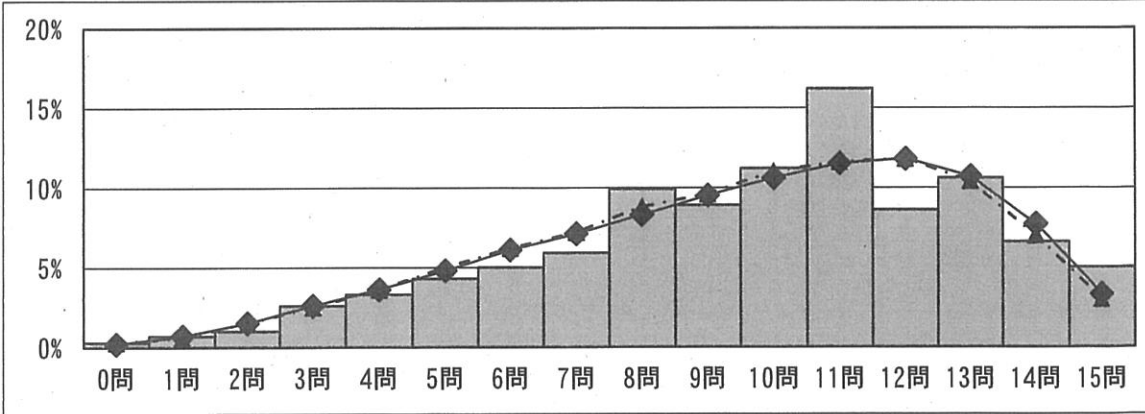
- 小学校国語では、全体の平均正答率は全国を下回る。領域別では「読むこと」が全国と同程度であり、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「言語活動に関する事項」は全国を下回る。
- 中学校国語では、全体の平均正答率は全国と同程度である。領域別に見ても、全領域で全国と同程度である。
- 令和7年度の同一集団による市学力調査結果と比較すると、小学校では全体として同程度の結果であるものの、改善傾向が見られ、特に「書くこと」は7.3ポイント分の差を縮めている。中学校では、同程度の結果で安定して推移している。

(3)本年度の調査結果の正答数分布(横軸:正答数、縦軸:割合、棒グラフ:本市、折れ線グラフ:全国)

<小学校国語>



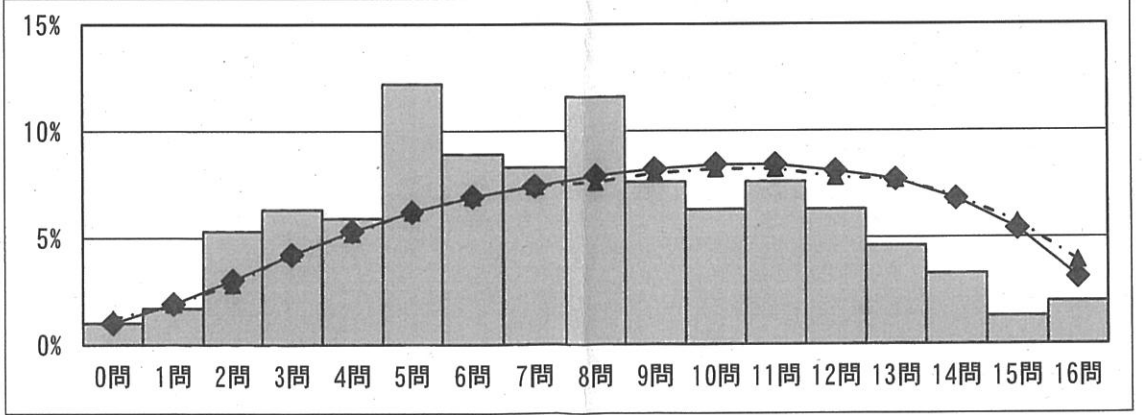
<中学校国語>



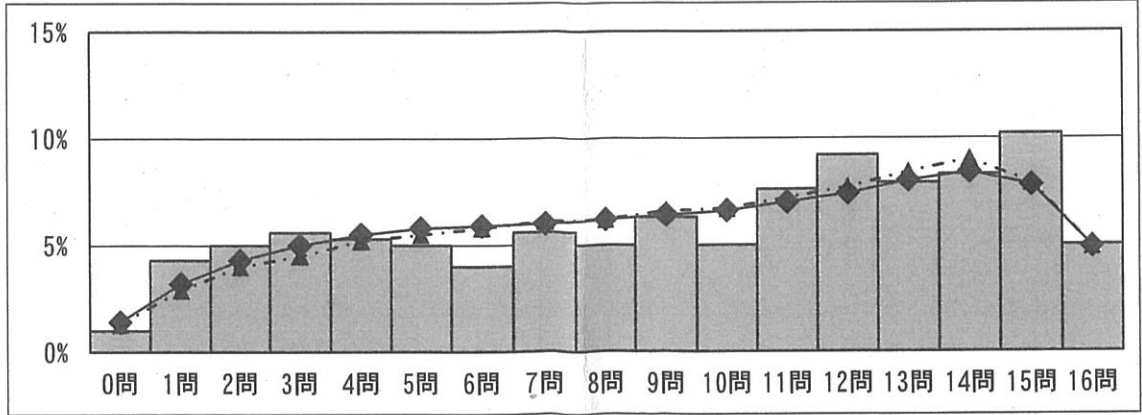
| 算数 |          | 平均正答率(%) |      |    | 数学 |          | 平均正答率(%) |      |    |
|----|----------|----------|------|----|----|----------|----------|------|----|
|    |          | 小学校      |      |    |    |          | 中学校      |      |    |
|    |          | 本市       | 全国   | 比較 |    |          | 本市       | 全国   | 比較 |
|    |          | R8       | R8   |    |    |          | R8       | R8   |    |
| 全体 |          | 48.0     | 56.4 | ▽  | 全体 |          | 58.0     | 57.0 | -  |
| 領域 | A 数と計算   | 53.1     | 61.1 | ▽  | 領域 | A 数と式    | 70.0     | 67.8 | -  |
|    | B 図形     | 44.9     | 55.3 | ▽  |    | B 図形     | 50.2     | 48.7 | -  |
|    | C 測定     | 76.9     | 78.1 | -  |    | C 関数     | 54.7     | 54.8 | -  |
|    | C 変化と関係  | 31.0     | 41.1 | ▽  |    | D データの活用 | 54.0     | 53.5 | -  |
|    | D データの活用 | 40.8     | 48.6 | ▽  |    |          |          |      |    |
| 観点 | 知識・技能    | 52.3     | 60.1 | ▽  | 観点 | 知識・技能    | 63.9     | 63.0 | -  |
|    | 思考・判断・表現 | 34.8     | 45.4 | ▽  |    | 思考・判断・表現 | 41.2     | 39.1 | -  |

- 小学校算数では、全体の平均正答率は全国を下回る。領域別では「測定」が全国と同程度であり、「数と計算」「図形」「変化と関係」「データの活用」で全国を下回る。
- 中学校数学では、全体の平均正答率は全国と同程度である。領域別に見ても、全領域で全国と同程度である。
- 令和7年度の同一集団による市学力調査結果と比較すると、小学校では全体として同程度の結果であるものの、改善傾向が見られ、特に「図形」は6.3ポイント分の差を縮めている。中学校では、同程度の結果で安定して推移している。

<小学校算数>



<中学校数学>



3 生活習慣や学習環境等に関する調査の状況

(1) 本年度調査における丹波篠山市と全国との比較(抜粋:ゆめ力・自分力・つながり力・学び力)

|       |                                                                        |               | 小6                |                   |                   |                   |                   | 中3                |                   |                   |                   |                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|       |                                                                        |               | R4                | R5                | R6                | R7                | R8                | R4                | R5                | R6                | R7                | R8                |
| ゆめ力   | 学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか。                       | 市<br>全国<br>比較 | 68.4<br>73.8<br>▽ | 78.7<br>75.7<br>- | 81.2<br>82.7<br>- | 79.5<br>80.8<br>- | 79.5<br>80.8<br>- | 78.8<br>71.7<br>○ | 77.0<br>71.6<br>○ | 86.8<br>80.6<br>○ | 80.3<br>77.3<br>- | 73.5<br>77.8<br>- |
|       | 自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか              | 市<br>全国<br>比較 | 65.0<br>65.4<br>- | 63.6<br>63.7<br>- | 60.1<br>67.6<br>▽ | 61.6<br>68.6<br>▽ | 65.1<br>66.4<br>- | 52.5<br>63.3<br>▽ | 52.2<br>62.1<br>▽ | 55.1<br>64.8<br>▽ | 53.0<br>63.0<br>▽ | 52.2<br>65.5<br>▽ |
|       | 将来の夢や目標を持っていますか                                                        | 市<br>全国<br>比較 | 79.2<br>79.8<br>- | 87.1<br>81.5<br>○ | 78.8<br>82.4<br>- | 83.0<br>83.1<br>- | 78.7<br>81.8<br>- | 64.3<br>67.3<br>- | 65.1<br>66.3<br>- | 67.6<br>66.3<br>- | 68.3<br>67.5<br>- | 62.2<br>67.6<br>▽ |
|       | 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか                                             | 市<br>全国<br>比較 | 47.3<br>51.3<br>- | 79.0<br>76.8<br>- | 81.5<br>83.5<br>- | 77.6<br>81.3<br>- | 74.2<br>80.1<br>▽ | 50.2<br>40.7<br>○ | 69.8<br>63.9<br>○ | 81.2<br>76.1<br>○ | 79.0<br>75.3<br>- | 74.9<br>72.3<br>- |
| 自分力   | いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか                                           | 市<br>全国<br>比較 | 98.8<br>96.8<br>- | 96.5<br>96.9<br>- | 99.1<br>96.7<br>- | 98.1<br>97.2<br>- | 92.3<br>96.2<br>- | 98.6<br>96.4<br>- | 99.0<br>95.5<br>- | 98.7<br>95.7<br>- | 98.7<br>95.9<br>- | 96.6<br>95.1<br>- |
|       | 朝食を毎日食べていますか                                                           | 市<br>全国<br>比較 | 94.9<br>94.4<br>- | 96.0<br>93.7<br>- | 93.8<br>93.7<br>- | 93.9<br>93.7<br>- | 93.9<br>93.3<br>- | 93.9<br>91.9<br>- | 93.3<br>91.2<br>- | 92.7<br>91.2<br>- | 92.5<br>91.2<br>- | 95.0<br>90.9<br>- |
|       | 毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか                                                     | 市<br>全国<br>比較 | 85.8<br>81.5<br>- | 81.5<br>81.0<br>- | 82.1<br>82.9<br>- | 79.8<br>81.9<br>- | 81.3<br>82.8<br>- | 80.8<br>79.9<br>- | 77.6<br>78.0<br>- | 83.8<br>80.7<br>- | 84.0<br>81.0<br>- | 83.3<br>80.5<br>- |
|       | 毎日、同じくらいの時刻に起きていますか                                                    | 市<br>全国<br>比較 | 92.4<br>90.4<br>- | 92.5<br>90.5<br>- | 92.2<br>91.6<br>- | 89.7<br>91.0<br>- | 88.0<br>90.7<br>- | 94.9<br>92.2<br>- | 91.8<br>91.3<br>- | 94.0<br>92.5<br>- | 94.8<br>92.6<br>- | 94.0<br>92.4<br>- |
|       | 自分には、よいところがあると思いますか                                                    | 市<br>全国<br>比較 | 84.8<br>79.3<br>○ | 91.6<br>83.5<br>○ | 85.4<br>84.1<br>- | 88.8<br>86.9<br>- | 85.8<br>85.6<br>- | 81.5<br>78.5<br>- | 80.4<br>80.0<br>- | 88.5<br>83.3<br>○ | 90.8<br>86.2<br>- | 85.6<br>84.0<br>- |
| つながり力 | 友達関係に満足していますか                                                          | 市<br>全国<br>比較 | -<br>-<br>-       | 93.1<br>90.3<br>- | 91.2<br>91.1<br>- | 91.0<br>91.7<br>- | 91.3<br>91.1<br>- | -<br>-<br>-       | 91.9<br>88.7<br>- | 93.1<br>90.1<br>- | 95.4<br>91.4<br>- | 94.3<br>91.2<br>- |
|       | 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか                                    | 市<br>全国<br>比較 | 76.7<br>68.1<br>○ | 76.8<br>68.5<br>○ | 73.4<br>67.1<br>○ | 77.3<br>70.6<br>○ | 70.0<br>70.6<br>- | 71.7<br>66.6<br>○ | 70.5<br>66.4<br>- | 70.5<br>66.4<br>- | 77.8<br>73.2<br>- | 71.9<br>71.9<br>- |
|       | 人が困っているときは、進んで助けていますか                                                  | 市<br>全国<br>比較 | 91.1<br>88.9<br>- | 91.5<br>91.6<br>- | 94.9<br>92.7<br>- | 94.2<br>93.7<br>- | 89.7<br>92.7<br>- | 89.2<br>88.4<br>- | 88.4<br>88.1<br>- | 89.8<br>90.1<br>- | 94.8<br>90.9<br>- | 90.9<br>90.8<br>- |
|       | 人の役に立つ人間になりたいと思いますか                                                    | 市<br>全国<br>比較 | 94.4<br>95.1<br>- | 97.5<br>95.9<br>- | 94.8<br>95.9<br>- | 95.2<br>96.4<br>- | 91.3<br>95.8<br>- | 95.3<br>95.0<br>- | 95.6<br>94.6<br>- | 96.4<br>95.2<br>- | 97.4<br>96.6<br>- | 97.7<br>95.9<br>- |
| 学び力   | 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾・家庭教師等で学ぶ時間も含む) 1時間以上 | 市<br>全国<br>比較 | 53.9<br>59.4<br>▽ | 51.0<br>57.1<br>▽ | 49.3<br>54.6<br>▽ | 46.6<br>54.0<br>▽ | 37.1<br>49.9<br>▽ | 58.0<br>69.5<br>▽ | 50.5<br>65.8<br>▽ | 55.4<br>64.3<br>▽ | 40.5<br>61.6<br>▽ | 48.8<br>61.6<br>▽ |
|       | 分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか                      | 市<br>全国<br>比較 | -<br>-<br>-       | -<br>-<br>-       | 77.6<br>80.7<br>- | 78.2<br>81.7<br>- | 76.7<br>79.4<br>- | -<br>-<br>-       | -<br>-<br>-       | 79.6<br>78.6<br>- | 78.7<br>77.5<br>- | 74.2<br>78.2<br>- |
|       | 前学年までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか                        | 市<br>全国<br>比較 | 73.8<br>77.3<br>- | 79.0<br>78.8<br>- | 80.8<br>81.9<br>- | 75.6<br>80.3<br>- | 72.3<br>77.6<br>▽ | 79.1<br>79.2<br>- | 75.6<br>79.2<br>- | 81.1<br>80.3<br>- | 73.2<br>77.7<br>- | 73.6<br>78.8<br>▽ |
|       | 新聞を読んでいますか(1～3「月に1～3回以上程度読んでいる」と答えた割合)                                 | 市<br>全国<br>比較 | 30.0<br>26.9<br>- | 29.1<br>26.6<br>- | 12.1<br>11.6<br>- | 11.3<br>10.5<br>- | 8.7<br>10.0<br>-  | 27.6<br>20.9<br>○ | 19.3<br>19.2<br>- | 12.2<br>7.3<br>-  | 6.9<br>5.7<br>-   | 17.1<br>15.8<br>- |
|       | 学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。(1～3「1日当たり30分以上」と答えた割合)     | 市<br>全国<br>比較 | 30.2<br>36.4<br>▽ | 34.8<br>37.3<br>- | -<br>-<br>-       | 32.6<br>31.1<br>- | 23.2<br>26.1<br>- | 28.6<br>27.3<br>- | 26.1<br>28.4<br>- | -<br>-<br>-       | 17.4<br>21.4<br>- | 14.4<br>18.0<br>- |

※基本的に数値は、選択肢1・2を合わせた割合を計上

(2) 本年度の調査結果の特徴

【ゆめ力】

- 「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」の項目では、小・中学校ともに全国値と同程度である。
- 「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか」の項目では、小学校は改善傾向が見られる一方で、中学校は過去5年間にわたり全国値を下回っており、依然として課題である。
- 小学校では「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の項目が全国値を下回り、中学校では「将来の夢や目標を持っていますか」の項目が全国値を下回る。

【自分力】

- いじめに関わる項目、生活習慣に関わる項目、自己肯定感に関わる項目の全てにおいて、小・中学校ともに全国値と同程度で高い水準を維持している。

【つながり力】

- 「友達関係に満足していますか」「人が困っているときは、進んで助けていますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目では、小・中学校ともに全国値と同程度で高い水準を維持している。
- 「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の項目では、小学校は全国値と同程度ではあるものの、令和7年度の77.3%から70.0%へとポイントが低下している。

【学び力】

- 「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾・家庭教師等で学ぶ時間も含む)」の項目では、ここ5年間、小・中学校ともに全国値を下回っている。令和8年度市生活習慣状況調査結果においても全国値を下回り、家庭での学習習慣の定着が課題である。
- 「分からないことや詳しく知りたいときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」の項目では、小・中学校ともに全国値と同程度であるものの、年々低下してきている。
- 「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」の項目では、小・中学校ともにここ5年間で初めて全国値を下回った。
- 「新聞を読んでいますか」の項目では、全国値と同程度である。2025年の新聞の定期購読率が50.1%(メディアに関する全国世論調査より)と全体として低い水準にあることから、指標としての妥当性について検討が必要である。
- 「読書をしますか」の項目では、全国値と同程度である。市・全国ともに読書をする割合が年々減少してきている。

(3) 学校質問紙の中で、「4つの力」と関連のある項目

|   |                                                                                       |               | 小学校               |                   | 中学校              |                   |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|
|   |                                                                                       |               | R7                | R8                | R7               | R8                |
| 1 | 調査対象学年の児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思いますか                      | 市<br>全国<br>比較 | 78.5<br>89.2<br>▽ | 85.7<br>87.7<br>- | 100<br>90.8<br>○ | 80.0<br>89.4<br>▽ |
| 2 | 調査対象学年の児童生徒に対して、学級生活をよりよくするために、学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法等を合意形成できるような指導を行っていますか | 市<br>全国<br>比較 | 100<br>94.9<br>○  | 100<br>93.7<br>○  | 100<br>94.2<br>○ | 100<br>93.5<br>○  |
| 3 | 調査対象学年の児童生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか                              | 市<br>全国<br>比較 | 100<br>89.3<br>○  | 92.9<br>88.1<br>○ | 100<br>88.2<br>○ | 80.0<br>87.2<br>▽ |

※ 数値は、選択肢1と答えた割合を計上

- 学級生活をよりよくするための「合意形成に向けた指導」については、小・中学校ともに全国値を上回る高い水準で指導体制が構築されている。
- 調査対象校が小学校14校、中学校5校と少ないため、数値の変動が激しいという側面はあるが、総じて学校側は「指導の充実」や「児童生徒の姿」を肯定的に評価している。しかし、児童生徒質問紙における「学び力」や「ゆめ力」の結果(課題の解決に取り組む姿勢や発表への工夫)と比較すると、学校側の認識と児童生徒の実感との間に乖離が見られる。

【分析資料3】家庭学習と学力のクロス集計

クロス集計については、相関関係がみられるかを分析したものであり、因果関係を示したものではないことや、質問調査の回答が特定の選択肢に偏っている項目の場合は正答率との相関関係が表れにくいことなどに留意する必要がある。

| 学年  | 質問事項                                                                                             |     |     |           |      |          |      |         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|------|----------|------|---------|
| 小5  | 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む） |     |     |           |      |          |      |         |
| 選択肢 |                                                                                                  | 生徒数 |     | 生徒数の割合(%) |      | 平均正答率(%) |      |         |
|     |                                                                                                  |     |     |           |      | 国語（13問）  |      | 数学（16問） |
| 1   | 3時間以上                                                                                            | 14  | 110 | 4.7       | 37.2 | 44.5     | 53.4 | 51.3    |
| 2   | 2時間以上、3時間より少ない                                                                                   | 20  |     | 6.8       |      | 60.0     |      | 60.3    |
| 3   | 1時間以上、2時間より少ない                                                                                   | 76  |     | 25.7      |      | 55.8     |      | 48.6    |
| 4   | 30分以上、1時間より少ない                                                                                   | 103 | 183 | 34.8      | 61.8 | 56.8     | 48.2 | 50.5    |
| 5   | 30分より少ない                                                                                         | 54  |     | 18.2      |      | 48.9     |      | 43.2    |
| 6   | 全くしない                                                                                            | 26  |     | 8.8       |      | 38.8     |      | 30.5    |

| 学年  | 質問事項                                                                                       |     |     |           |      |          |      |         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|------|----------|------|---------|
| 小5  | 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む） |     |     |           |      |          |      |         |
| 選択肢 |                                                                                            | 生徒数 |     | 生徒数の割合(%) |      | 平均正答率(%) |      |         |
|     |                                                                                            |     |     |           |      | 国語（13問）  |      | 数学（16問） |
| 1   | 3時間以上                                                                                      | 5   | 29  | 1.7       | 9.8  | 53.8     | 63.1 | 63.8    |
| 2   | 2時間以上、3時間より少ない                                                                             | 5   |     | 1.7       |      | 73.8     |      | 70.0    |
| 3   | 1時間以上、2時間より少ない                                                                             | 19  |     | 6.4       |      | 56.3     |      | 51.6    |
| 4   | 30分以上、1時間より少ない                                                                             | 47  | 227 | 15.9      | 76.7 | 57.9     | 52.7 | 51.6    |
| 5   | 30分より少ない                                                                                   | 116 |     | 39.2      |      | 53.2     |      | 48.9    |
| 6   | 全くしない                                                                                      | 64  |     | 21.6      |      | 47.6     |      | 39.2    |

| 学年  | 質問事項                                                                                             |     |     |           |      |          |      |         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|------|----------|------|---------|
| 中3  | 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む） |     |     |           |      |          |      |         |
| 選択肢 |                                                                                                  | 生徒数 |     | 生徒数の割合(%) |      | 平均正答率(%) |      |         |
|     |                                                                                                  |     |     |           |      | 国語（15問）  |      | 数学（16問） |
| 1   | 3時間以上                                                                                            | 7   | 146 | 2.3       | 49.0 | 63.8     | 66.5 | 51.8    |
| 2   | 2時間以上、3時間より少ない                                                                                   | 33  |     | 11.1      |      | 70.4     |      | 65.2    |
| 3   | 1時間以上、2時間より少ない                                                                                   | 106 |     | 35.6      |      | 65.4     |      | 61.1    |
| 4   | 30分以上、1時間より少ない                                                                                   | 78  | 150 | 26.2      | 50.3 | 68.8     | 63.4 | 62.8    |
| 5   | 30分より少ない                                                                                         | 40  |     | 13.4      |      | 59.0     |      | 48.6    |
| 6   | 全くしない                                                                                            | 32  |     | 10.7      |      | 62.4     |      | 46.2    |

| 学年  | 質問事項                                                                                       |     |     |           |      |          |      |         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|------|----------|------|---------|
| 中3  | 土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む） |     |     |           |      |          |      |         |
| 選択肢 |                                                                                            | 生徒数 |     | 生徒数の割合(%) |      | 平均正答率(%) |      |         |
|     |                                                                                            |     |     |           |      | 国語（15問）  |      | 数学（16問） |
| 1   | 3時間以上                                                                                      | 5   | 49  | 1.7       | 16.4 | 78.7     | 73.1 | 86.3    |
| 2   | 2時間以上、3時間より少ない                                                                             | 12  |     | 4.0       |      | 72.2     |      | 68.2    |
| 3   | 1時間以上、2時間より少ない                                                                             | 32  |     | 10.7      |      | 68.5     |      | 65.8    |
| 4   | 30分以上、1時間より少ない                                                                             | 83  | 212 | 27.9      | 71.1 | 68.9     | 64.8 | 62.5    |
| 5   | 30分より少ない                                                                                   | 77  |     | 25.8      |      | 65.6     |      | 61.0    |
| 6   | 全くしない                                                                                      | 52  |     | 17.4      |      | 60.0     |      | 46.5    |

1 小学5年生の傾向【平日】

- ・平日の学習時間が「30分以上、1時間より少ない」層が最も多く（34.8%）、次いで「1時間以上、2時間より少ない」層（25.7%）となっている。
- ・正答率は、「2時間以上、3時間より少ない」層が国語（60.0%）、算数（60.3%）ともに最も高くなっている。
- ・「全くしない」層は正答率が顕著に低く（国語38.8%、算数30.5%）、学習時間がある程度確保されている層との差が大きい。

2 小学5年生の傾向【休日】

- ・休日は「30分より少ない」層（39.2%）や「全くしない」層（21.6%）が多く、平日ほど勉強時間を確保できていない傾向が見られる。
- ・平日と同様に、学習時間が長いほど正答率が高い傾向にある。

3 中学3年生の傾向【平日】

- ・「1時間以上、2時間より少ない」層（35.6%）が最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」層（26.2%）となっている。
- ・正答率において、数学では「全くしない（46.2%）」層と「2時間以上、3時間より少ない（65.2%）」層で大きな開きがある。

4 中学3年生の傾向【休日】

- ・休日は「30分以上、1時間より少ない」層（27.9%）や「30分より少ない」層（25.8%）が多い。
- ・「3時間以上」勉強する層の正答率が非常に高く（国語78.7%、数学86.3%）、長時間学習と学力の強い相関が見られる。

5 総括

- ・全体として小・中ともに「全く学習しない」層の正答率が最も低く、一定時間の学習を確保している層の方が高い学力を示す傾向が見られる。

## 報告 6

### 令和 8 年度 1 学期学校給食異物混入状況について

令和 8 年度 1 学期学校給食異物混入状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 8 月 2 7 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

# 令和8年度 第1学期 学校給食異物混入状況

(期間: 令和8年4月9日～7月16日)

## 1. 異物の分類による内訳

※ ( )内数字は、前年度同期の数字 (単位: 件)

| 施設名<br>区分 | 東部学校<br>給食センター | 西部学校<br>給食センター | 合 計   |
|-----------|----------------|----------------|-------|
| 分類1 危険異物  | 0 (0)          | 0 (0)          | 0 (0) |
| 分類2 非危険異物 | 3 (3)          | 0 (3)          | 3 (6) |
| 合 計       | 3 (3)          | 0 (3)          | 3 (6) |

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

(単位: 実施日数=日、提供品目食数=食)

|        | 東 部     | 西 部     | 合 計       |
|--------|---------|---------|-----------|
| 実施日数   | 67      | 66      | —         |
| 提供品目食数 |         |         |           |
| 米飯     | 83,627  | 90,715  | 174,342   |
| パン     | 22,178  | 26,604  | 48,782    |
| 牛乳     | 104,567 | 115,553 | 220,120   |
| おかず    | 317,415 | 351,957 | 669,372   |
| デザート   | 32,129  | 35,489  | 67,618    |
| 合計     | 559,916 | 620,318 | 1,180,234 |

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

## 2. 異物の種類並びに混入箇所

### <東部学校給食センター>

※ ( )内数字は、前年度同期の数字

(単位: 件)

| 区分    | 混入箇所<br>種類       | 給食センター内 | 学校園内  | 原材料内  | パン・牛乳<br>業者内 | 不 明   | 小 計   |
|-------|------------------|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 危険異物  | 金属類等             | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (0) |
| 非危険異物 | 毛 髪              | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 1 (0) | 1 (0) |
|       | 合成物質<br>(繊維片等)   | 2 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 2 (0) |
|       | 自 然 界<br>(食物の殻等) | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (2) |
|       | 虫                | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (0) |
|       | その他              | 0 (1)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (1) |
| 小 計   |                  | 2 (1)   | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0)        | 1 (0) | 3 (3) |

提供品目食数合計に対する混入率→

0.00054%

### <西部学校給食センター>

※ ( )内数字は、前年度同期の数字

(単位: 件)

| 区分    | 混入箇所<br>種類       | 給食センター内 | 学校園内  | 原材料内  | パン・牛乳<br>業者内 | 不 明   | 小 計   |
|-------|------------------|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 危険異物  | 金属類等             | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (0) |
| 非危険異物 | 毛 髪              | 0 (1)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (1) |
|       | 合成物質<br>(繊維片等)   | 0 (1)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (1) |
|       | 自 然 界<br>(食物の殻等) | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (0) |
|       | 虫                | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (1) |
|       | その他              | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (0) |
| 小 計   |                  | 0 (2)   | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (3) |

提供品目食数合計に対する混入率→

0.00000%

### <東部・西部学校給食センター合計>

※ ( )内数字は、前年度同期の数字

(単位: 件)

| 区分    | 混入箇所<br>種類       | 給食センター内 | 学校園内  | 原材料内  | パン・牛乳<br>業者内 | 不 明   | 合 計   |
|-------|------------------|---------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 危険異物  | 金属類等             | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (0) |
| 非危険異物 | 毛 髪              | 0 (1)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 1 (0) | 1 (1) |
|       | 合成物質<br>(繊維片等)   | 2 (1)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 2 (1) |
|       | 自 然 界<br>(食物の殻等) | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (2) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (2) |
|       | 虫                | 0 (0)   | 0 (0) | 0 (1) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (1) |
|       | その他              | 0 (1)   | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0)        | 0 (0) | 0 (1) |
| 合 計   |                  | 2 (3)   | 0 (0) | 0 (3) | 0 (0)        | 1 (0) | 3 (6) |

提供品目食数合計に対する混入率→

0.00025%

## 報告 7

全国アマチュア映像コンテスト「第38回丹波篠山映像大賞」作品募集について

全国アマチュア映像コンテスト「第38回丹波篠山映像大賞」作品募集について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年8月27日

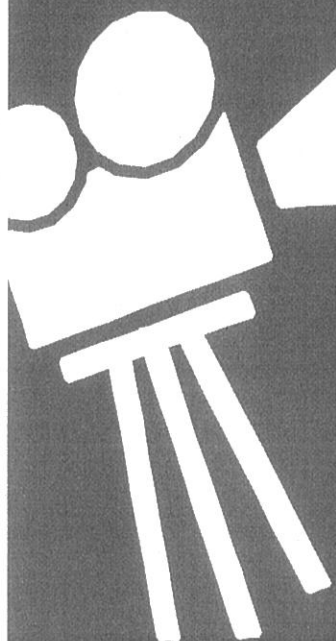
丹波篠山市教育委員会  
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

全国アマチュア映像コンテスト

第 38 回 丹波篠山  
映像大賞

TAMBA SASAYAMA  
VIDEO GRAND PRIX



未来へつなぐ映像作品を  
全国から募集中!!

創造力溢れる作品の  
応募をお待ちしています

作品テーマ

いまを  
未来へ  
つなぐ

日々の暮らしや何気ない風景、  
大切な人との時間。  
あなたが感じる「いま」を映像に残して、  
未来の誰かに届けてみませんか。

募集期間

2026年

8.1土

11.30月 必着

大賞賞金

10万円  
ほか

主催 丹波篠山市教育委員会 / 丹波篠山市

後援 文化庁 / 総務省近畿総合通信局 / 兵庫県 / NHK 神戸放送局 / サンテレビジョン / 丹波篠山市議会 / 丹波篠山市自治会長会 / 丹波篠山市商工会  
(一社) 丹波篠山市観光協会 / 丹波篠山市文化協会 / 丹波立杭陶磁器協同組合 / 朝日新聞神戸総局 / 神戸新聞社 / 産経新聞社 / 丹波新聞社  
毎日新聞神戸支局 / 読売新聞豊岡支局

ホームページは  
こちらから



## 第38回 丹波篠山映像大賞 募集要項

全国アマチュア映像コンテスト

第38回  
丹波篠山  
映像大賞

TAMBA  
SASAYAMA  
VIDEO  
GRAND PRIX

いま、このまちにある風景や営みは、いつまでこのままでいられるんだろう。たとえば、家族で囲む夕ごはん、学校帰りの子どもたちの声、秋の山に響く祭り囃子、祖父母の手から伝わる季節の仕事。どれも、あたりまえの風景かもしれませんが、その「いま」は、誰かにとってかけがえのない宝物です。

映像は、ただ記録するだけでなく、大切なものを未来につなぐこともできるはず。今回のテーマに込めた想いは、とてもシンプルです。「大切なものは、つなぎたい」。あなたのまちには、語り継ぎたい風景があり、残したい暮らしがあります。そして、未来に届けたい「いま」が、たくさんあります。

あなたの目線で、あなたの言葉で、あなたの物語を映してみてください。その映像が、きっと誰かの心に届くと信じています。私たちは、それを楽しみに待っています。

### 募集作品

#### 「いまを未来へつなぐ」

をテーマとした7分以内の映像作品  
(7分以内の映像なら、アニメーション・短編映画・ショートドラマなどジャンルは問いません)

### 応募資格

アマチュア(映像制作を職業としていない方)

### 審査委員(予定)

西垣 吉春(映画監督・丹波篠山ふるさと大使)  
水野 侯(NHK神戸放送局コンテンツセンター長)  
久保 仁(サンテレビジョン取締役(編成スポーツ・地域情報担当))

### 最終審査会(丹波篠山映像祭)

2027年2月7日(日)13:00~

四季の森生涯学習センター  
(丹波篠山市網掛429)

### 賞

映像大賞 賞金10万円 ほか

### 応募方法

公式Webサイトに掲載している応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、作品データ(DVD-RかBD-R)とともに郵送。  
または、公式Webサイト内の作品応募フォームより応募してください。  
※その他詳しい応募方法や応募条件、注意事項は公式Webサイトをご確認ください。

創造力溢れる作品の応募をお待ちしています！

### 公式Webサイト・応募用紙ダウンロード

<https://tambasasayamadb.sasayama.jp/v-taishou/oubo1.html>



第37回  
大賞受賞作品  
GRAND PRIX



命を届ける場所



iwata\_styleとコラボ

Enjoy 丹波篠山  
ショートムービー

1万円  
(3作品)

作品  
大募集

Most  
Huge  
Award



前年の作品は  
こちらから

作品応募は  
こちらから



iwata\_style  
岩田 瑞希

作品テーマ 私が見つけたクスツと笑顔になる丹波篠山！

作品タイム 30秒~1分以内

応募資格 プロ、アマチュアどなたでも応募できます。  
※18歳未満の方は、保護者の同意を得ること。  
(18歳未満の方が応募された場合は、保護者の同意を御た上で応募されたものとみなす)

応募方法 左記の二次元コードを読み取り、応募ください

応募締切 2026年11月30日(日)

審査基準 丹波篠山の魅力が伝わる構成になっているか  
映像を通してあたたかみか伝わるか  
新たな発見や独自の視点があるか

審査発表 事前審査で映像祭上映作品を厳選  
1月丹波篠山映像祭(2027年2月7日)で、優秀な作品を上映

お問い合わせ / 映像大賞応募先

丹波篠山市視聴覚ライブラリー  
〒669-2206 兵庫県丹波篠山市西吹88-1

TEL 079-590-1301

報告 8 教育長報告

| 日   | 月                             | 火                            | 水                                                                                  | 木                                                                                                      | 金                                                                                    | 土                                                                                                     |
|-----|-------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                               |                              |                                                                                    |                                                                                                        | 7/31<br>8:30<br>西紀南小学<br>校訪問<br>14:15<br>丹波篠山市<br>中学校教育<br>会総会・研<br>修会（丹波<br>篠山市民 C） | 8/1<br>17:00<br>第 21 回八上<br>ふれあい夏<br>祭り（八上<br>小学校）                                                    |
| 8/2 | 8/3<br>9:30<br>たき認定こ<br>ども園訪問 | 8/4<br>8:30<br>部長会議・<br>政策会議 | 8/5<br>9:45<br>たかしろ保<br>育園訪問<br>16:00<br>ふるさと PR<br>奨励金贈呈<br>式<br>16:30<br>所属長会議   | 8/6<br>10:00<br>小・中・特<br>別支援学校<br>8 月定例校<br>長会<br>15:00<br>おとわの森<br>指定管理者<br>選定委員会                     | 8/7<br>9:45<br>城東保育園<br>・しろたき<br>クラブ訪問<br>14:00<br>中堅管理職<br>研修                       | 8/8<br>9:00<br>第 10 回丹波<br>篠山市場ま<br>つり（丹波<br>篠山市場）<br>17:30<br>ふるさと後<br>川夏祭り<br>（旧後川小<br>学校グラウ<br>ンド） |
| 8/9 | 8/10                          | 8/11                         | 8/12<br>10:30<br>9 月補正市<br>長査定<br>19:00<br>市街地装飾<br>・あんどん<br>コンクール<br>審査（商工<br>会館） | 8/13<br>10:00<br>第 2 回教育<br>委員研修会<br>13:00<br>【8 月】議案<br>検討会<br>17:00<br>にしきふる<br>さとまつり<br>（西紀支所<br>前） | 8/14                                                                                 | 8/15<br>15:30<br>デカンショ<br>祭夕食会<br>（料理旅館<br>高砂）<br>19:00<br>デカンショ<br>祭補導活動<br>激励                       |

| 日                                                                        | 月                           | 火                                                                                         | 水                                                                                                                   | 木                                                                       | 金                                      | 土                                            |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 8/16<br>10:00<br>丹波篠山市・館山市姉妹都市提携調印式（篠山城大書院）<br>19:00<br>デカンショ祭補導活動<br>激励 | 8/17<br>9:30<br>こんだ認定こども園訪問 | 8/18<br>8:30<br>政策会議<br>9:45<br>にしき保育園・なつぐりっ子はうす訪問<br>14:00<br>ホッケー<br>U15 日本代表選手への奨励金贈呈式 | 8/19<br>9:30<br>味間認定こども園訪問<br>13:30<br>丹波篠山市功労者表彰審議会<br>16:00<br>所属長会議                                              | 8/20<br>13:00<br>令和8年度全県夏季教育委員会研修会（六甲荘）<br>14:00<br>学校保健協議会総会（丹波篠山市民 C） | 8/21<br>9:55<br>令和8年度全県夏季教育委員会研修会（六甲荘） | 8/22<br>19:00<br>第35回日置地区ふるさと夏まつり（城東小学校 体育館） |
| 8/23<br>9:00<br>第4回ちびっこ黒豆柔道大会～小田垣杯～（丹波篠山総合スポーツ C）                        | 8/24<br>13:15<br>決算審査報告     | 8/25<br>8:30<br>政策会議<br>9:30<br>キッズサイエンス教室（四季の森生涯学習 C）                                    | 8/26<br>10:00<br>8月例規審査会<br>15:30<br>給食センター運営委員会（西部学校給食 C）<br>16:00<br>所属長会議<br>19:00<br>世界平和アピール七人委員会講演会（丹波篠山市民 C） | 8/27<br>10:00<br>戦没者追悼式（田園交響ホール）<br>12:00<br>世界平和アピール七人委員会昼食会           |                                        |                                              |

## すべては「愛着」からはじまる

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

Nordic Educations 代表 徳留宏紀氏講演（市幼保こ合同研修会）を基に

### 1 なぜ愛着が重要なのか

①愛着とは、『特定の人と結ぶ情緒的な絆』（安心できる関係性）

◎自分には愛される価値がある、人は信じられる存在 ※日常的な意味との違い

②愛着が心の安全基地をつくる⇒探索活動（一歩踏み出せる）

※失敗や不安・恐怖があっても戻ってくる（受け止めてもらえる）ところがある

### 2 愛着が「遊びこむ経験」につながる

※「遊びこむ経験」＝「やらされる」ではなく、興味関心に基づく

時間を忘れるほど夢中になる

◎自分が大切にされると、自ら周囲の環境に関わろうとする（学びに向かう力）

※遊びには、自発性（自分からやる）・自己完結性（満足するまでやる）・自己報酬制（楽しいから続く）がある

### 3 「遊びこむ経験」に向けて環境をととのえる

※環境（もの・空間・人）が「何ができるか」を子どもに知らせてくれる

環境は、子どもの「やってみたい」を引き出す

◎環境をととのえることが、子どもの育ちを支える力になる

※遊びは「やらされる」ではない

### 4 「遊びこむ経験」は内発的動機づけにつながる

※外発的動機づけよりも内発的動機づけの方が、子どもの自己決定権が高い

◎人が変わるきっかけ（動機）

動機付け 

- 内発的モチベーション・・・好奇心、面白さ、感化、触発、あこがれ
- 外発的モチベーション・・・命令、叱る、褒める、報酬、賞罰、強制

※信頼・愛情があってはじめて教育が成り立つ

### 5 「遊びこむ経験」が非認知能力を育む

①自己肯定感…自分を認め、自信を育てる

②集中力…じっくり取り組む力を育てる

③粘り強さ…あきらめずにやりぬく力を育てる

④創造性…自分らしく考え、新しいものを生み出す力を育てる

※非認知能力とは、人生を豊かに生きるための力

